

# 令和6年度 児童手当制度改正における申請フロー

新規で認定請求する方の一般的フロー

Q1. 高校生年齢以下(平成18年4月2日生～)の子を養育している。

いいえ

制度改正非該当のため、お手続きの必要はありません。

はい

Q2. 父母のうち所得の高い方が公務員である。

はい

請求者が公務員の場合は勤務先の給与担当部署へ確認してください。

いいえ

Q3. 現在、韮崎市から児童手当又は特例給付を受けている。



ポイント

大学生年齢の子が、親と別居していても、就労していても、その子への経済的負担(学費や生活費の支払等)を親がしていれば「養育有り」となります。

いいえ

はい

Q4. 大学生年齢(平成14年4月2日生～平成18年4月1日生)の子を養育していて、その子を含めて、3人以上の子を養育している。

例: 21歳・17歳・5歳の子を養育⇒「はい」へ  
21歳・17歳の子を養育⇒「いいえ」へ

Q4. 大学生年齢(平成14年4月2日生～平成18年4月1日生)の子を養育していて、その子を含めて、3人以上の子を養育している。

例: 21歳・17歳・5歳の子を養育⇒「はい」へ  
21歳・17歳の子を養育⇒「いいえ」へ

はい

いいえ

はい

いいえ

(1) 「認定請求書」  
+  
「監護相当・生計費の  
確認書」  
を提出してください。

(2) 「認定請求書」  
を提出してください。

(3) 「監護相当・生計費  
の確認書」  
を提出してください。

(4) 申請不要  
手当が増額となる方へは  
11月下旬に通知します。

③・④の方は、別紙「受給している方の確認フロー」をご確認ください。  
個別状況に応じ、手続きが必要な場合があります。

- ▶ 認定請求書の請求者は、父母のうち所得が高い方となります。
- ▶ 認定請求の手続きは、請求者のお住まいの市へ必要書類を提出してください。
- ▶ 養育中の高校生年齢以下の子が市外にいる(別居中)場合は、「別居監護の申立」の提出が必要です。

- ①、②に該当する方は、新規で手続きが必要な方です。「認定請求書」等、必要書類を申請期日までに提出してください。
- 市外から転入した方や、必要な手続きが不明な方は、子育て支援担当へお問合せください。
- ※ 8月～10月は窓口が混雑することが予想されますので予めご承知おきください。